

丹波市有償運送運営協議会

公共交通空白地有償運送 申請要件

No.	項目		ガイドライン等で示されている要件
1	目的		地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するため。
2	定義		タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる地域において、NPO 法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該会員に対して行う運送サービス。
3	運送主体		NPO 法人、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所
4	運送対象	対象	道路運送法施行規則第 49 条第 2 号及び関係通達に規定する、当該地域の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者、及びその同伴者であること。
		形態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市の行政区域内にあること。
5	車両	使用車両	自家用自動車の種類は、次のとおりとする。 (1) バス（乗車定員 11 人以上の自動車） (2) 普通自動車（乗車定員 11 人未満の自動車） なお、(2) の普通自動車にあつては、やむを得ない場合を除き乗用自動車とする。
		使用権原	使用する車両は、運送主体が使用権原を有するものに限る。 使用権原を証する書類は、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と運送主体との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。 なお、当該契約書又は使用承諾書は、使用権原及び運送に伴う責任が運送主体にあることを定めたものであること。
6	運転者		道路交通法に規定する第 2 種運転免許を受けており、かつその効力が停止されていない者、又は第 1 種運転免許を受けており、かつその効力が過去 2 年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者。 (1) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして、国土交通大臣が認める要件を備えていること。
7	損害賠償措置		運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険等（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること、又はその計画があること。（補償金額は、兵庫県基準。） 有償運送の登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないこと。

8	運送の対価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。
9	管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が整えられていること。
10	運行管理責任者	運行管理に係る責任者を設けていること。 なお、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあつては1両、乗車定員11人未満の車両にあつては5両以上となる事務所の場合には、道路運送法施行規則第51条の17第2項に規定された運行管理責任者を置くこと。
11	法令遵守	申請者の役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当しない者であること。

丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

[申請者] 特定非営利活動法人 鴨庄
 [申請区分] 更新登録の申請（公共交通空白地有償運送）
 [有効期間の満了日] 平成 29 年 6 月 24 日

No.	項目		申請内容の概要
1	運送主体		兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1 特定非営利活動法人 鴨庄 理事長 荻野喜昭
2	運送対象	対象	鴨庄地区の住民及びその関係者 H29.3.31 現在 540 世帯 1,430 名 （利用者：66 名）
		形態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市市島町鴨庄区域内にある
3	使用車両	使用車両	普通乗用車 1 台 (ステーションワゴン 8 人乗)
		使用権原	使用する車両は、運送主体が使用権原を有している (自動車検査証により確認済)
4	運転者		運転者 17 名 (国土交通大臣が認定する講習を修了した者)
5	損害賠償措置		一般自動車共済 丹波ひかみ農業協同組合 (対人賠償：無制限、対物賠償：無制限、搭乗者傷害：1,000 万円、 車両保障：50 万円)
6	運送の対価		乗車毎 200 円
7	管理運営体制		別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第 6 号）」参照
8	運行管理責任者		別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第 6 号）」参照
9	法令遵守		別紙「宣誓書（様式第 3 号）」参照